

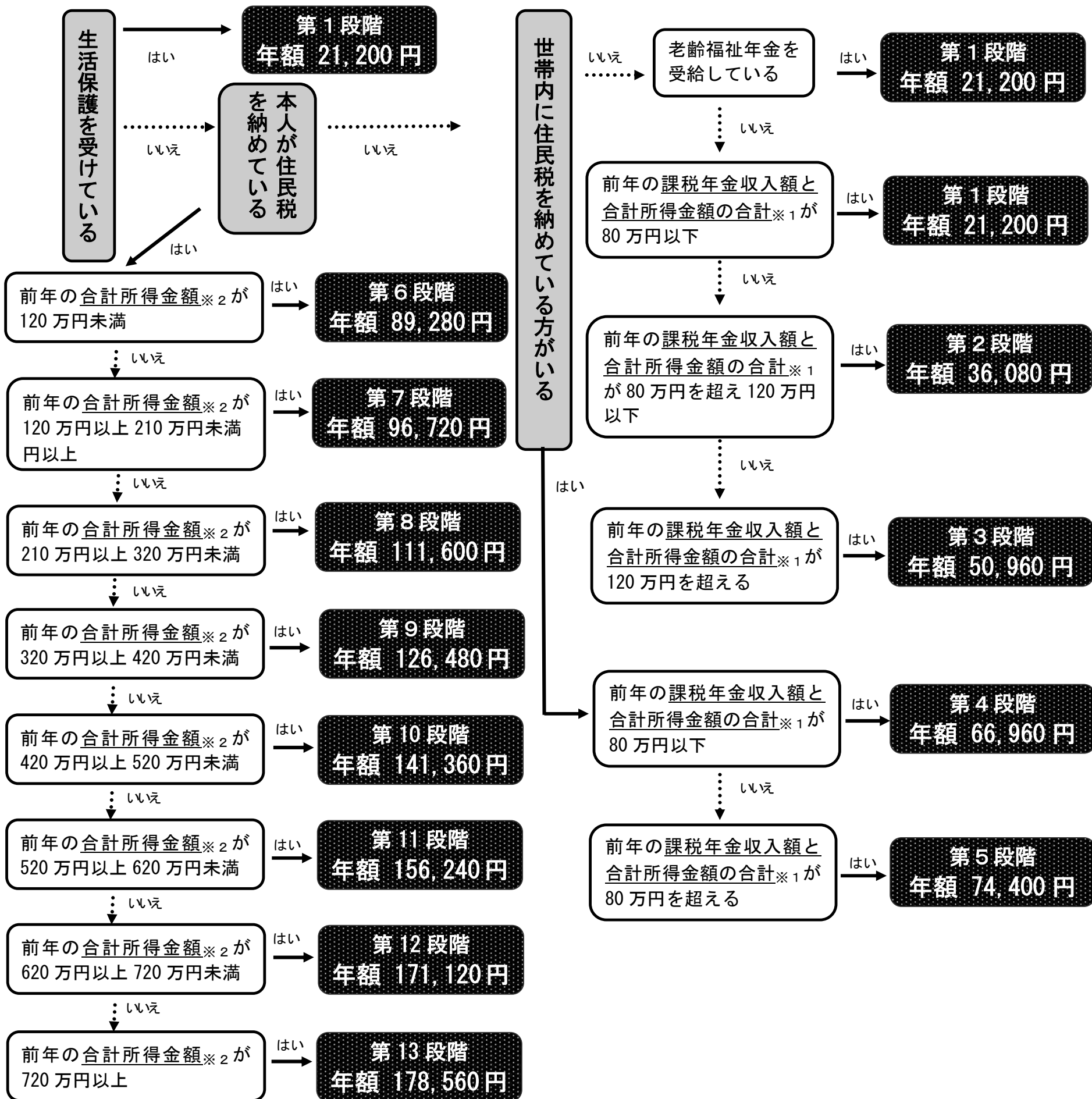
令和6年度の介護保険料について

令和6年度の介護保険料額は、第9期（令和6（2024）年度～令和8（2026）年度）介護保険事業計画に基づき、裏面のとおり決定しています。今後、介護給付費の増加が見込まれ、持続可能な介護保険制度とするため、所得段階を10段階から13段階に変更しています。第1段階～第3段階については、公費投入による低所得者の保険料軽減強化が図られます。介護保険制度は、介護が必要になった高齢者やその家族を社会全体で支えていく仕組みです。制度の仕組みと保険料の大きな役割にご理解とご協力をお願いします。



あなたの所得段階は？～介護保険料の決まり方～

【矢印の見方】 はい → いいえ……▶



※1 「課税年金収入額と合計所得金額の合計」から公的年金等に係る雑所得金額及び土地建物等の譲渡所得に係る特別控除額を差し引いて算定します。

※2 「合計所得金額」から土地建物等の譲渡所得に係る特別控除額を差し引いて算定します。

（裏面あり）

第9期（令和6年度～令和8年度）介護保険料《所得段階別》

所得段階	対 象 者	月額保険料 ①	年間保険料 ①×12
第1段階	・生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方 ・世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計※ ₁ が80万円以下の方	$\text{基準額} \times 0.285$ =1,767円	21,200円 (軽減前 33,850円)
第2段階	・世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計※ ₁ が80万円を超え120万円以下の方	$\text{基準額} \times 0.485$ =3,007円	36,080円 (軽減前 50,960円)
第3段階	・世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計※ ₁ が120万円を超える方	$\text{基準額} \times 0.685$ =4,247円	50,960円 (軽減前 51,330円)
第4段階	・世帯の中に住民税課税者がいるが、本人が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計※ ₁ が80万円以下の方	$\text{基準額} \times 0.9$ =5,580円	66,960円
第5段階 (基準)	・世帯の中に住民税課税者がいるが、本人が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計※ ₁ が80万円を超える方	(基準額) 6,200円	74,400円
第6段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額※ ₂ が120万円未満の方	$\text{基準額} \times 1.2$ =7,440円	89,280円
第7段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額※ ₂ が120万円以上210万円未満の方	$\text{基準額} \times 1.3$ =8,060円	96,720円
第8段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額※ ₂ が210万円以上320万円未満の方	$\text{基準額} \times 1.5$ =9,300円	111,600円
第9段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額※ ₂ が320万円以上420万円未満の方	$\text{基準額} \times 1.7$ =10,540円	126,480円
第10段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額※ ₂ が420万円以上520万円未満の方	$\text{基準額} \times 1.9$ =11,780円	141,360円
第11段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額※ ₂ が520万円以上620万円未満の方	$\text{基準額} \times 2.1$ =13,020円	156,240円
第12段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額※ ₂ が620万円以上720万円未満の方	$\text{基準額} \times 2.3$ =14,260円	171,120円
第13段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額※ ₂ が720万円以上の方	$\text{基準額} \times 2.4$ =14,880円	178,560円

※介護保険料の賦課期日は、年度の初日（4月1日）です。

ただし、年度の途中で65歳になられる方は、誕生日の前日、転入されてきた方は、転入した日が賦課期日になります。

ご自分の所得段階の確認の仕方

◎納入通知書（同封している別紙）の中ほど

保険料算定の基礎

ここを確認

期間	月数	所得段階区分	保険料率	保険料算出額	保険料額
令和6年4月～令和7年3月	12	第○所得段階	○○○○	○○○○	○○○○

保険料の納め方について

◎特別徴収

- ・公的年金受給額が、年額18万円以上の方が対象です。年金支給月（4・6・8・10・12・2月）に年金から天引きされます。
- ・前年度から継続して特別徴収の方は、4・6・8月は原則2月と同額分を納め、10・12・2月は確定した保険料が本徴収されます。

◎普通徴収

- ・公的年金受給額が、年額18万円未満の方が対象です。
- ・年金が18万円以上の方でも、年度途中で65歳になられた方や他市町村から転入された方は、一定期間普通徴収で納めていただいた後、年金からの天引きに切り替わります。
- ・特別徴収が開始されるまでは、役場から送付する納付書や口座振替で納めてください。

なお、納付書での納付については、コンビニエンスストアでの納付やスマートフォン決済アプリでの納付はできませんのでご注意ください。

【問合せ先】 神河町役場 税務課 介護保険料係 TEL：0790-34-0961 FAX：0790-34-1556